



## 小樽市住宅エコリフォーム助成制度の概要

### 趣 旨

市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るため、住宅の断熱改修や省エネ型設備機器など省エネ改修を行った場合、その工事費用の一部を助成します。

### 対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住戸専用部分
- 店舗や事務所併用住宅等は住宅部分のみ対象
- 耐震性能があるもの（昭和56(1981)年6月1日以降に着工されたもの等）



- 「小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度」との併用は不可
- 「小樽市省エネ家電転換促進補助金」との併用は不可
- 国が実施する住宅の省エネに係る支援事業との併用はできません。
- 同一住宅の助成は1回限り（省エネ水準の向上が図られるもの）

### 対 象 者

- 市内に住所を有する者
- 住宅エコリフォームを行う住宅の所有者であること
- 市税を滞納していない者
- 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団員でない者（同居者も含む）

### 施 工 業 者

- 下記に該当し、「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録した者。（3か年度有効）



下記に該当すること

- ・市内事業者で、法人にあっては市内に本店を有する者、または、個人にあっては市に住所を有する者。
- ・市税を滞納していない者。

### 申請期間・対象者の決定

- 完了届の提出 令和9年1月末日まで
- 対象者の決定方法 **先着順(予算額に達した時点で受付を終了いたします。)**

### 受付先・問合せ等

小樽市建設部建築住宅課（建設部庁舎3階）  
〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電 話：0134-32-4111 内線 7364  
FAX：0134-32-3963  
メール：kentiku-jutaku@city.otaru.lg.jp

## 助成対象となる工事（部分改修）

### (1) 開口部の断熱化工事【必須工事】

- 外窓の交換、内窓の新設・交換、ガラスの交換、玄関戸の交換  
(※1か所以上を実施しなければならない)

### (2) 躯体等の断熱化工事【(1)と併せて行うものに限る】

- 外壁、屋根・天井又は床の断熱化工事（一部も含む）  
(※外皮の断熱改修)

### (3) 設備の効率化等に係る工事【(1)と併せて行うものに限る】

- 太陽熱利用システム
- 高断熱浴槽
- 高効率給湯機
  - ①電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
  - ②潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）
  - ③潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
  - ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）
- 節湯水栓
- 燃料電池システム（エネファーム）
- コージェネレーション設備
- 蓄電池
- LED照明（工事を伴うものに限る）
- 節水型トイレ
- 空気清浄機能・換気機能付きエアコン（省エネ基準対応・寒冷地仕様に限る）
- 太陽光発電設備

(1), (2) の工事を行う改修部分が **仕様基準（省エネ基準 又は ZEH水準）** に適合、(3)は **各省エネ型設備機器等の要件等** に適合することが条件。



詳細につきましては、お問合せください。

## その他、助成対象となる工事（全体改修）及び 計画の策定等

### ■ 住宅全体を省エネ改修する工事 【下記の条件を満足するもの】

- ・「省エネ基準」又は「ZEH水準」に相当することについて、BELS\*等の認証・評価を受けているもの（取得予定も含む）
- ・階数が2以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造住宅を「ZEH水準」とする場合は、構造計算等により構造安全性が確認できるもの など

### ■ 住宅の省エネ化等のための計画の策定等

- ・全体改修と併せて行う省エネ化の調査・設計・計画に要する費用
- ・BELS\*の評価・認証費用や全体改修(ZEH水準)に伴う構造補強工事の設計費用

\*BELS：建築物の省エネルギー性能表示に係る第三者による認証制度をいう。

全体改修や計画の策定等の詳細につきましては、お問合せください。

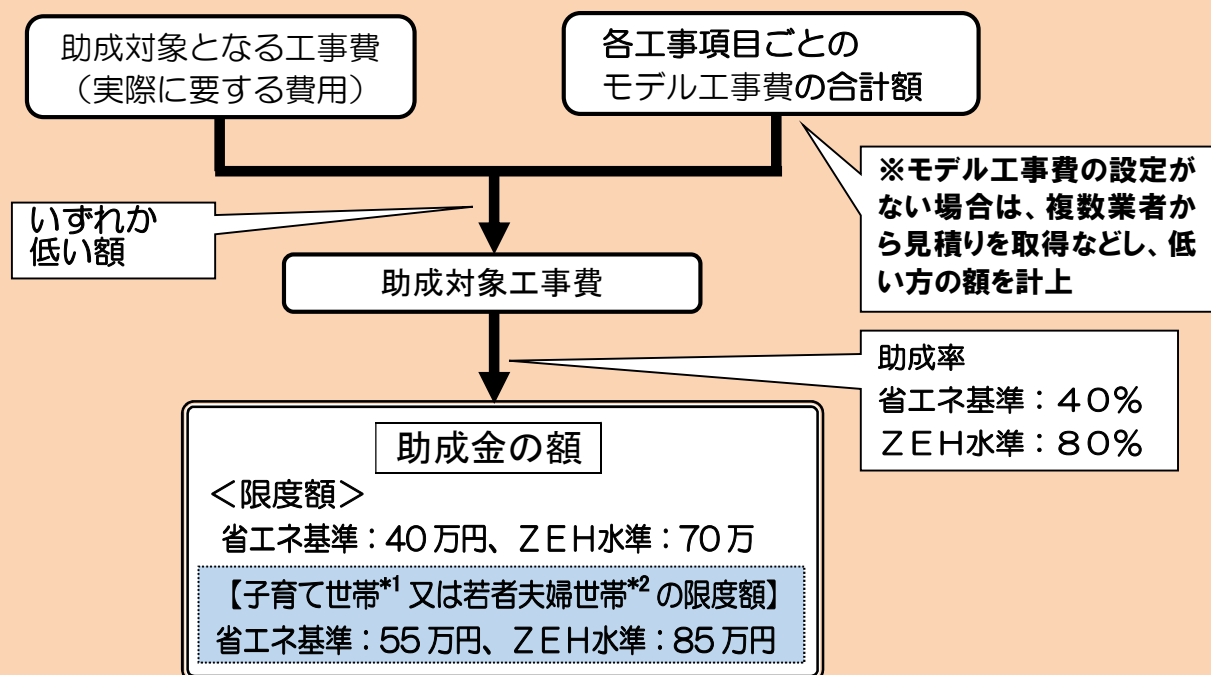
## 助成対象とならない工事

- 仕様基準を満足しない断熱化工事  
(例：既存グラスウールを密度 24K 厚さ 100 mmのグラスウールに交換)
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板を不燃材料などでの葺き替えのみの改修工事
- 内部の模様替え
- 省エネ水準の向上が伴わない改修工事  
(例：省エネ水準（要件等）を満足している既存設備の取替えや更新、明らかに ZEH 水準に適合する住宅に対して行う省エネ改修工事)

※他にも対象とならない工事がありますので、事前に相談をお願いします。

## 助成の額

- 助成は予算の範囲内で行い、限度額は次のとおりです。  
省エネ基準：40万円（子育て世帯\*1又は若者夫婦世帯\*2は55万円）  
ZEH水準：70万円（子育て世帯\*1又は若者夫婦世帯\*2は85万円）
- 助成率は、省エネ基準：40%、ZEH水準：80%
- 助成対象工事費は、対象となる工事費（実際に要する費用）と各々のモデル工事費（※4ページ参照）を比較し、いずれか低い額の合計とします。



【\*1】子育て世帯：申請時点で18才未満の子と同居し、生活を共にしている世帯 ※

【\*2】若者夫婦世帯：申請時点で夫婦であり、いずれかが40才未満で、同居し、生活を共にしている世帯 ※

※年齢については、満年齢に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者も含むものとする。  
※自ら居住する住宅の住宅エコリフォームを行う場合に、限度額加算の対象となります。



助成対象工事費について、設備の工事費は、断熱化工事費の同額以下とする必要があります。〔設備の効率化等に係る工事費 ≤ 開口部及び躯体等の断熱化工事費〕



# モデル工事費（基準単価）

## （１）開口部の断熱化工事

対象となる改修工事			モデル工事費		
部位	工事内容	面積		省エネ基準	ZEH水準
窓	(ア)ガラス交換	大	1.4㎡以上	88,000円/枚	112,000円/枚
		中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	64,000円/枚	80,000円/枚
		小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	24,000円/枚	32,000円/枚
	(イ)内窓設置 ・外窓交換	大	2.8㎡以上	200,000円/箇所	272,000円/箇所
		中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	160,000円/箇所	216,000円/箇所
		小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	136,000円/箇所	176,000円/箇所
ドア	(ウ)ドア交換	—	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	288,000円/箇所	392,000円/箇所
		—	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	256,000円/箇所	344,000円/箇所

※ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

※内窓設置は内窓交換を含む。

## （２）躯体等の断熱化工事

工事内容	断熱材の区分	熱伝導率 (W/m・K)	1立方メートル当たりのモデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
(ア)外壁	A～C	0.052～0.035	168,000円/㎡	225,000円/㎡
	D～F	0.034以下	252,000円/㎡	338,000円/㎡
(イ)屋根・天井	A～C	0.052～0.035	60,000円/㎡	80,000円/㎡
	D～F	0.034以下	102,000円/㎡	137,000円/㎡
(ウ)床	A～C	0.052～0.035	210,000円/㎡	280,000円/㎡
	D～F	0.034以下	316,000円/㎡	420,000円/㎡

\*断熱材の区分は、10～12ページ参照

## （３）設備の効率化等に係る工事

エコ住宅設備の種類	モデル工事費（省エネ基準、ZEH水準共）
(ア)太陽熱利用システム	452,000円/戸
(イ)高断熱浴槽	437,000円/戸
(ウ)高効率給湯機 ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	279,000円/戸
(エ)節湯水栓	63,000円/台
(オ)蓄電池	510,000円/戸
(カ)節水型トイレ 掃除しやすい機能を有するもの以外 掃除しやすい機能を有するもの	168,000円/台
	184,000円/台
(キ)空気清浄機能・換気機能付きエアコン （省エネ基準対応・寒冷地仕様）	359,000円/戸

\*申請のあった住宅に対して設置する太陽熱利用システム、高断熱浴槽、蓄電池、節水型トイレ、空気清浄機能・換気機能付きエアコンは、設備の種類ごとに、1台分までを助成対象とする。

\*申請のあった住宅に対して設置するエコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれかの1台分を助成対象とする。

\*節湯水栓については、設置する台数分を助成対象とする。

\*円/戸：一の住宅における単価

**（注）「開口部の断熱化工事」は、必須となります。そのうえで、併せて実施する「躯体等の断熱化工事」、「設備の効率化等に係る工事」も助成対象とすることができます。**



**助成対象工事費について、設備の工事費は、断熱化工事費の同額以下とする必要があります。〔設備の効率化等に係る工事費 ≤ 開口部及び躯体等の断熱化工事費〕**